

一般財団法人 PBEE 研究・研修センター

(実践家・当事者参画型エンパワメント評価 研究・研修センター)

(Practitioner & peer Based Empowerment Evaluation Research & training Center/PBEE-RC)

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人PBEE研究・研修センターと称する。和文呼称は、実践家・当事者参画型エンパワメント評価 研究・研修センター、英文名はPractitioner & peer Based Empowerment Evaluation Research & training Center、英文名略称をPBEE-RCとする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事業所を千葉県市川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事業所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、社会課題解決のための成果と社会的価値を生み出す社会プログラムの形成・発展を、科学的に進める形成的評価の方法論である「実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE)」の研究交流と情報交換、研修活動と評価人材育成、広報・普及活動を行い、関係者と協働しながら PBEE アプローチ法が実践現場の課題解決により優れたものになるよう研究を発展させることを目的とする。同時に、この評価アプローチ法の担い手を育成して社会実装を進めると共に、関係者とのネットワーク形成を目指す。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成をするために、次の事業を行う。

- (1) 実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE) に関連する研究事業
- (2) 実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE) に関連する研修事業
- (3) 実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE) に関連する評価業務の受託事業、コンサルティング事業
- (4) 実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE) に関連するネットワーク構築事業
- (5) 実践家・当事者参画型エンパワメント評価 (PBEE) に関連する出版・広報事業、及び啓発・普及事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第2章 資産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 千葉県市川市宮久保三丁目4番22号
設立者 大嶋 巖
拠出財産及びその価額 現金200万円

住所 東京都文京区白山二丁目16番1号102
設立者 源 由 理 子
拠出財産及びその価額 現金80万円

住所 埼玉県所沢市中新井五丁目1番1号205
設立者 新 藤 健 太
拠出財産及びその価額 現金20万円

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基本財産の管理及び運用)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第6条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 この法人の基本財産は、適正に管理及び運用しなければならない。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を経るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が以下の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出する。以下の第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告する。また、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる

事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 11 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 12 条 この法人に、3 名以上の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。

(2) 過去に前号に規定する者となることがないこと。

(3) 前 2 号に規定する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 15 条 評議員は無報酬とする。ただし評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 評議員会

(権限)

第 16 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第 17 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により業務執行理事が招集する。

(招集の通知)

第 19 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由により出席できない評議員は、即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議でのシステムによって参加することができ、本規定により表決した評議員は、前項の規定の適用について出席したものとみなす。

- 3 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうち 2 名並びに出席した理事のうち 1 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 25 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、3 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、代表理事に事故あるとき、または欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 25 条に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、理事又は監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 31 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 33 条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、理事（当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、業務執行理事が招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 やむを得ない理由により出席できない理事は、即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議でのシステムによって参加することができ、本規定により表決した理事は、前項の規定の適用について出席したものとみなす。
- 3 一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(理事会規程)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規程で定める。

第5章 運営及び組織

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(専門委員会の設置)

第 42 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験者等のうちから理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。

3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(アドバイザーボード委員)

第 43 条 この法人に、若干名のアドバイザーボード委員を置くことができる。

2 アドバイザーボード委員は、学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めたくえで選任する。

3 アドバイザーボード委員は、代表理事の諮問に応じて意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第 45 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 附 則

(設立時評議員)

第 48 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 今田 克司

設立時評議員 児玉 桂子

設立時評議員 津富 宏

設立時評議員 古屋 龍太

設立時評議員 宮城 孝

設立時評議員 山野 則子

設立時評議員 米原 あき

(以上7名)

(設立時理事及び設立時監事)

第49条 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大嶋 巖

設立時理事 源 由理子

設立時理事 贄川 信幸

設立時理事 新藤 健太

設立時理事 岡井 潤子 (清水 潤子)

設立時理事 池本 修悟

設立時理事 有村 大士

設立時理事 落合 亮太

設立時理事 西村 聡彦

(以上9名)

設立時監事 平岡 公一

(設立時代表理事等の選定)

第50条 この法人の設立時代表理事及び設立時業務執行理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

以上、一般財団法人PBE E研究・研修センター設立のため、設立者大嶋巖他2名の定款作成代理人である司法書士遠藤高弘は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年4月11日

設立者 大嶋 巖

設立者 源 由理子

設立者 新藤 健太

上記3名定款作成代理人

千葉県市川市八幡二丁目1番7号

司法書士 遠藤 高弘